

岡崎法人会だより

HOKAZAKI HŌJINKAI

2019.1 Vol.226



法人会
消費税期限内納付
推進運動

目次

新春のごあいさつ（法人会会長）	1
年頭の御挨拶（国税局課税第二部長）	2
新年のごあいさつ（岡崎税務署長）	3
受彰・税に関する提言	4
支部役員全体会議・全国大会・秋の講演会	5
大規模法人合同研修会・e-Tax研修会・事業活動報告	6
第22回会員親睦ボウリング大会	7
税務署コーナー	8～11
岡崎市役所からのお知らせ	12～15
支部コーナー	16～19
青年部会	20～21
女性部会	22
新会員	23～24

研修会のご案内

■ 『役員さんの所得税確定申告実務研修会』

日 時 2019年1月21日（月）午後2時
会 場 岡崎商工会議所 中ホール（2階）

■ 『e-Tax研修会』

日 時 2019年1月31日（木）午後5時
会 場 岡崎情報開発センター

■ 『決算法人説明会』

日 時 2019年3月中旬
会 場 岡崎商工会議所

講演会等

■ 『小学生の作文表彰』

日 時 2019年2月24日（日）
会 場 岡崎商工会議所 大ホール

会議予定

■ 『正副支部長会議』

日 時 2019年2月14日（木）予定
会 場 岡崎ニューグランドホテル

■ 『理 事 会』

日 時 2019年3月13日（水）予定
会 場 岡崎商工会議所 大ホール

■ 『理 事 会』

日 時 2019年4月19日（金）予定
会 場 岡崎商工会議所 大ホール

■ 『女性部会通常総会』

日 時 2019年5月22日（水）予定
会 場 岡崎ニューグランドホテル

■ 『通常総会』

日 時 2019年5月24日（金）予定
会 場 岡崎商工会議所 大ホール

■ 『青年部会通常総会』

日 時 2019年5月29日（水）予定
会 場 岡崎ニューグランドホテル

新春のごあいさつ



公益社団法人 岡崎法人会
会長 大林 市郎

新春を迎えるにあたり、謹んでごあいさつを申し上げます。

旧年中は、会員の皆さまをはじめ関係各位におかれましては、岡崎法人会に対して格別のご支援と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昭和25年12月の発足以来、当会が活発な事業活動を展開できますのも、役員の方々はもとより、会員の皆さま、協力保険会社の皆さま、そして岡崎税務署さまを始めご当局の皆さま方の深いご理解とご尽力の賜物であり、ここにあらためて感謝申し上げます。

現在、岡崎法人会は公益社団法人に移行して3期目に入り、地域・社会貢献事業を中心に計画通り順調に推移しております。e-Taxの推進、税務コンプライアンス向上のための「自主点検チェックシート」の活用等、岡崎税務署さまのご協力を頂きながら、支部活動においても効果的な事業展開を進めることができました。また、岡崎税務署管内租税教育推進協議会が主催する岡崎市内および幸田町内の全小学校の6年生を対象にした「租税教室」と、「税に関する小学生の作文」の募集及び優秀作品の表彰につきましては、毎年青年部会・女性部会が中心となり重要な役割を担わせていただいているところでございます。作文においては毎年多くの応募があり、平成29年度では3,395編にもものほり、毎回優秀作品が多く選考等においては大変ご苦労されていると伺っております。平成30年度においては18校48クラスに講師派遣を予定、また本年11月に開催される「法人会 全国青年の集い 大分大会」では、全国の法人会に向けて「租税教育活動」の成果を発表されることとであり、皆さまのご活躍につきまして心から感謝申し上げます。

組織の基盤である会員数は、愛知県全体では平成9年をピークに毎年減少を続けており、加入率も40%を下回るほどになっております。岡崎法人会においても同様に毎年減少を続けておりました

が、昨年の特別増強月間では会全体で会員増強に取り組んだ結果、6月末の会員数において愛知県内で唯一、大幅な増加を達成することができました。これも、ひとえに役員をはじめ会員の皆さま方のご尽力によるものでございます。本当にありがとうございました。会員増強は、会活動の活性化、財政基盤の充実に直結しており、引続きお力添え賜りますよう、お願い申し上げます。

会員の増加には、法人会の活動にご参加頂く皆さま方にとって有意義かつ魅力的であることが大切であります。法人会活動を魅力あるものにするために岡崎法人会では、支部活動等を通じて役員会の皆さま方を中心に日々ご努力を頂いているところでございますが、昨年、女性部会が情報交換のために訪れた「伊豆下田法人会」では、大変ユニークな取り組みをしています。地域環境も歴史も違いますのでそっくり真似をすることは出来ませんが、コンセプトは「金を使わず知恵を使い、非会員も含め出来るだけ多くの参加者を募りながら、地域全体を元気にする。その活動を通じて法人会の魅力度・求心力を高める」という新しい挑戦です。女性部会の皆さまが大変に感銘を受けたと伺っております。詳しくは伊豆下田法人会のホームページにありますので、ご覧下さい。女性部会の皆さまが訪問された時の交流会の様子も載っています。

さて、本年10月の消費税率引き上げに伴う軽減税率制度につきましては、只今、岡崎税務署さまを始め関係諸団体と連携してセミナーの開催や支部単位の出張説明会を行っております。POSレジの導入や補助金の申請などは、事前の準備が肝要でありますので、ぜひ事務局までお問い合わせ下さい。

最後になりましたが、税務ご当局をはじめ関係各位の変わらぬご指導、ご支援をお願い申し上げますとともに、会員の皆さまのますますのご繁栄とご健勝を心からご祈念申しあげ、年頭のごあいさつといたします。

年 頭 の 御 挨 拶



名古屋国税局 課税第二部長

岩 田 和 之

平成 31 年の年頭に当たり、公益社団法人岡崎法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する 13 個メダルを獲得し、2020 年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT 化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICT やマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自

発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年 10 月 1 日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が 8 % から 10 % に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねて e-Tax やマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人岡崎法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして年頭の御挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ



岡崎税務署長

寺尾 敦 郁

平成 31 年の新年を迎え、公益社団法人岡崎法人会の会員の皆様に謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り心から御礼申し上げます。

貴法人会が、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とする事業をはじめ多岐にわたる事業に、地域社会に密着しながら積極的に取り組まれる姿を目の当たりにし、大変心強く感じている次第であります。

特に、租税教育活動につきましては、青年部会と女性部会の皆様を中心に、小学校への講師派遣のほか、「税に関する小学生の作文」の募集・表彰といった、他に類を見ない特徴ある事業も展開されておられます。加えて、女性部会では、今後の新しい取組として「税の絵はがきコンクール」の実施も検討されていると伺っており、その活発で熱意のある姿勢に深く敬意を表するものであります。

貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層貢献されますことを御期待申し上げます。

さて、皆様方もご承知のとおり、消費税率の 10 パーセントへの引上げ及び軽減税率制度が、本年 10 月に実施されます。制度への対応については、多数の事業者の方々にとって様々な準備が必要となることから、国税当局といたしましては、事業者の方々を制度を十分理解していただけるよう、関係省庁や貴法人会をはじめと

する関係民間団体の皆様と緊密に連携を図りながら、着実な制度の広報・周知や丁寧な相談対応に取り組んでいるところです。

そうした中、昨年 11 月に貴法人会と共同開催いたしました「軽減税率制度説明会」は、皆様方のご協力もあり、2 回とも出席者が 100 名を超える結果となりました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げるとともに、今後とも制度の円滑な実施に向けて、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、間もなく所得税等の確定申告の時期を迎えますが、国税庁では、税務署に出向くことなく、ご自分で申告書を作成して提出できるよう、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や e-Tax といった ICT を活用した申告手段の充実に取り組んでおります。

特に、本年 1 月からは、マイナンバーカードやカードリーダーライターをお持ちでない方も、スマートフォンから ID・パスワードを使用して e-Tax で申告ができるようになりました。

会員の皆様には、役員や従業員の方々に対しまして、「スマホで申告できます！」といった社内広報をしていただきますよう是非ともお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人岡崎法人会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、新年のあいさつとさせていただきます。

受 彰

◆秋の叙勲 旭日単光章 (敬称略)

氏名	法人名
高木 啓至	株式会社高木化学研究所

◆秋の褒章 藍綬褒章 (敬称略)

氏名	法人名
神谷 篤	有限会社竹田鍍金工業
杉浦 民扶	フジ興業株式会社

◆名古屋国税局長表彰受彰者 (敬称略)

氏名	所属団体等
小山 章仁	岡崎納税貯蓄組合連合会

◆岡崎税務署長表彰受彰者 (敬称略・順不同)

氏名	所属団体等
今泉 章江	岡崎間税会
大島 俊明	岡崎税務署管内青色申告会
太田 敏子	公益社団法人岡崎法人会
鈴木由美子	岡崎納税貯蓄組合連合会
山崎 勉	公益社団法人岡崎法人会

◆酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行
65周年記念名古屋国税局長感謝状受贈者 (敬称略)

氏名	所属団体等
尾崎 正彦	岡崎小売酒販組合

◆酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行
65周年記念岡崎税務署長感謝状受贈者 (敬称略)

氏名	所属団体等
荒川 清杉	岡崎小売酒販組合
稲吉 均	岡崎小売酒販組合
坂田 春樹	岡崎小売酒販組合
中川 正人	岡崎小売酒販組合

◆岡崎税務署管内税務協議会長表彰受彰者 (敬称略・順不同)

氏名	所属団体等
宇津野敏彦	公益社団法人岡崎法人会
小林 正和	公益社団法人岡崎法人会
杉崎きさゑ	岡崎税務署管内青色申告会
鈴木 啓之	公益社団法人岡崎法人会
中根美智子	岡崎納税貯蓄組合連合会
山本恵一子	公益社団法人岡崎法人会



税に関する提言

法人会は「税に関する提言」を国会議員や地方自治体等に行っており、岡崎法人会においては本年も内田岡崎市長、成瀬幸田町長、衆議院議員の重徳氏、岡崎市・幸田町の両議会議長、岡崎商工会議所会頭、岡崎市六ツ美・岡崎市ぬかた・幸田町の各商工会会長にお届けしました。



支部役員全体会議

10月10日（水）岡崎ニューグランドホテルにおいて、岡崎税務署寺尾署長、加藤筆頭副署長、河合法人第一部門統括官はじめ、愛知県法人会連合会山田専務理事、大同生命保険・AIG損害保険・アフラックの幹部の皆様をご来賓にお迎えして開催いたしました。

大林法人会長のあいさつに続いて、寺尾署長、山田専務理事よりごあいさつを頂戴する中で、「会員増強特別月間」において全国7位入賞となった表彰伝達もあわせて行なわれました。その後大林会長が議長となり議題に入り、中根組織委員長より「会員増強」についての説明、続いて各支部役員代表から「支部活動報告及び今後の活動計画」について発表がありました。

会議終了後、講師に寺尾岡崎税務署長をお迎えし、「職員教育の現状」と題してご講演をいただきました。

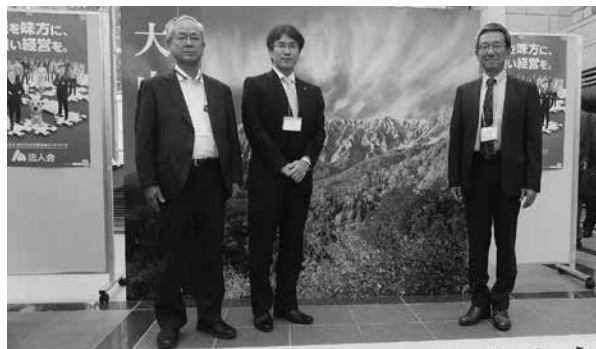


第35回法人会全国大会（鳥取大会）

10月11日（木）、名古屋駅から「新幹線のぞみ」と「特急スーパーはくと」を乗り継ぎ、鳥取県鳥取市の会場「とりぎん文化会館」に向かいました。

大会には全国から約1,600人の参加があり、国税庁長官、広島国税局長、鳥取県知事ら多数の来賓も出席し、盛大に開催されました。

第1部は「『大山どりの奇跡』～35歳、どん底からの挑戦～」を演題として、「大山(だいせん)どり」の飼育・加工を行う、株式会社大山どり代表取締役である鳥原道範氏による記念講演。第2部の式典では「税制改正提言」の報告、青年部会による租税教育活動の報告後、「大会宣言」を全員で確認し、閉会しました。



秋の講演会

10月23日（火）、「秋の講演会」が岡崎商工会議所会館大ホールにておこなわれました。

講師に米カリフォルニア州弁護士でタレントのケント・ギルバート氏をお招きし、『面白大国ニッポン～日米比較論を笑いを変えつつ～』と題しての講演に、会員および一般参加者あわせて約200名のみなさんが熱心に聞き入り、大盛況のうちに終えることができました。



大規模法人合同研修会

11月19日（月）、岡崎ニューグランドホテルにて、岡崎・豊田両法人会合同の大規模法人研修会が開催されました。第一部では、名古屋国税局調査部長の藤村伸介氏から「最近の税務行政について」と題して講演があり、引き続きの税務研修会で、調査部調査審理課長の磯谷弘治氏から「誤りのない申告書を作成するために」、課税第二部消費税課課長補佐の林文典氏からは「消費税の軽減税率制度について」をテーマに、詳細な資料により解説いただきました。



また、続く第二部では、調査部調査開発課長の村松進氏より「大法人のe-Tax義務化」について詳しく説明していただきました。



e-Tax研修会

12月19日（水）、岡崎税務署松谷統括官様を講師にお迎えし、平成31年1月から開始となる「スマートフォン・タブレット端末を活用した所得税の確定申告手続き」をテーマに、具体的な利用方法のほか、“医療費控除”や“ふるさと納税”、“配偶者控除・扶養控除”等についての説明をしていただきました。



研修会終了後は、税務署職員の皆様により、e-Tax（電子申告）での申告の際に必要なID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）の発行受付をおこない、参加者の多くが手続きをおこないました。

◆◆◆◆◆ 事業活動報告 ◆◆◆◆◆

- | | | | |
|------------|--------------|---------------|-------------------------------|
| 10月4日 | 青連協・情報交換会 | 11月9日 | 本会・親睦ボウリング大会 |
| 10月5日 | 青年部会・講師養成研修会 | 11月12日 | 女性部会・意見交換会 |
| 10月10日 | 本会・支部役員全体会議 | 11月19日 | 本会・大規模法人研修会
(旧：調査部所管法人研修会) |
| 10月11日 | 全法連・法人会全国大会 | 11月21日 | 女連協・情報交換会 |
| 10月15日～16日 | 女性部会・情報交換会 | 11月22日 | 本会・消費税軽減税率等説明会 |
| 10月16日 | 青年部会・税務研修会 | 11月26日 | 本会・消費税軽減税率等説明会 |
| 10月22日 | 本会・法人税実務研修会 | 11月29日 | 税連協・親睦ボウリング大会 |
| 10月23日 | 本会・秋の講演会 | 11月30日 | 青年部会・署長講話会 |
| 10月30日 | 県連・専務理事等会議 | 12月3日 | 県連・運営研究会 |
| 11月4日 | 青年部会・B B Q大会 | 12月19日 | 本会・e-Tax研修会 |
| 11月4日 | 税連協・ウォークラリー | 1月11日 | 本会・決算法人説明会 |
| 11月5日 | 本会・法人税実務研修会 | 11月12日～12月12日 | 本会・税制改正に関する提言活動 |
| 11月6日 | 岡崎税務署・納税表彰式 | | |
| 11月6日 | 県連・税制講演会 | | |
| 11月8日～9日 | 全法連・全国青年の集い | | |

第22回 会員親睦ボウリング大会

11月9日(金)午後6時30分からサンボウルにおいて、30チーム120名の皆さんの参加により、会員親睦ボウリング大会が開催されました。

(敬称略)



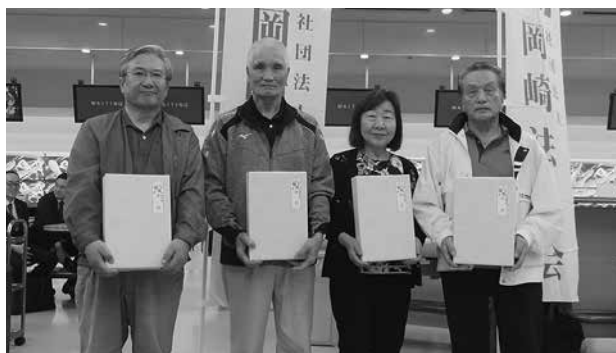
吉川厚生委員長あいさつ



役員による始球式



ゲームの様子



団体戦 優勝 宗教法人源空寺



個人戦 優勝 塩谷 実 (株)プロテック
男子 2位 阿部 年恭 (株)エフエム岡崎
3位 市川 幹好 (株)三河屋



団体戦 2位 株式会社三河屋
(3位 資多々内モータース商会)
4位 (株)エフエム岡崎
5位 (株)プロテック



個人戦 優勝 佐久間悦子 (株)三河屋
女子 2位 野村 栄子 (宗)源空寺
3位 上蘭 浩子 (株)エフエム岡崎



岩瀬厚生副委員長閉会あいさつ



大同生命賞




表彰式

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが (2019 年)

より便利になります


①



今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな…来年も税務署に行くのが大変だなあ

②


マイナンバーカード方式!



マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!

ええ そうなんだ!


③



でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…

④

ID・パスワード方式!



そういうでも大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!

知らなかったよ!

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の 2 つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の 2 つ!

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

平成 31 年 (2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成 31 年（2019 年）1 月から いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
（ICカードリーダーライター不要）
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの**添付書類は提出不要！**
（自宅で保管する必要があります）
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
（国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。）

軽減税率制度への対応には 準備が必要です!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用を検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などでの消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>）をご覧ください。

軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

Q 検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、こちらのQRコードからアクセスすることができます。



QRコード 平成31年 1月4日から! を利用した コンビニ納付が始まります

国税のコンビニ納付に新たな方法が加わります!

自宅等で

国税庁ホームページ
からQRコードを
作成・出力(保存)

コンビニで

キオスク端末でQRコードを
読み取らせて
納付書を出力
して支払い



24

利用可能なコンビニエンスストア



●ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

●ファミリーマート
(「Fami ポート」端末設置店舗のみ)

◎ご利用に当たっての注意事項

- 納付できる金額は30万円以下となります。＊納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- 領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)
- 金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。＊クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm 右のコードからもアクセスできます。→

＊「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



平成31年度

西三河8市町 特別徴収徹底宣言!

～住民税は給与からの天引きで～

西三河8市町（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）は、平成31年度

個人住民税の特別徴収とは

事業所（給与支払者）が、毎月従業員（納税義務者）に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって市町村へ納入していただく制度です。

法令等（※注）により、所得税の源泉徴収義務のある事業所は、原則として全て特別徴収義務者として住民税の特別徴収を行っていることとされています。

（※注） 地方税法第41条、第321条の3、第321条の4第1項及び第328条の5第1項並びに税条例

対象事業所

対象となる事業所は、従業員（正社員、契約社員、役員、パート、アルバイトなど雇用形態は関係ありません）の総数が3名以上の事業所です。ただし、以下のいずれかの理由に該当する従業員のみ、普通徴収（個人で納付）に切り替えることができます。

- A 総従業員数が3名未満の事業所の給与所得者
- B 他の事業所で特別徴収を実施する乙欄該当者
- C 毎月の給与が少なく指定された税額を天引きできない者
- D 給与の支払が不定期な者（給与の支払のない月がある者）
- E 個人事業主の専従者（専従者以外の給与所得者が在籍する事業所は除く。）
- F 退職者・休職者または指定年度の5月31日までに退職予定・休職予定の者

個人住民税の特別徴収のメリット

【事業所等（給与支払者）のメリット】

個人住民税の税額の計算は市町村が行い通知しますので、所得税のような税額計算や年末調整をする手間はかかりません。従業員が常時10名未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度（納期の特例）もあります。

【従業員（納税義務者）のメリット】

納税のために金融機関へ出向く手間が省けるとともに、納め忘れの心配がなくなります。

普通徴収の納期は年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割して毎月の給与から徴収となるため、1回あたりの負担が少なくて済みます。

※このチラシは、既に特別徴収を行っている事業所の方にもお送りしております。

※裏面に **Q&A** がありますので、ご確認ください。

特 別 徴 収 Q & A

Q1 個人住民税の「特別徴収」とはどのような事務ですか？

A1 毎年5月に特別徴収義務者あてに、特別徴収税額の通知をお送りしますので、その税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

Q2 今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A2 法令改正等があったわけではありません。これまで、特別徴収していただく必要がある場合でもそれが徹底されていませんでしたので、全国的に是正していく動きとなっています。

Q3 どうして西三河8市町で実施することになったのですか？

A3 愛知県内では、平成28年度に東三河8市町村が同様の宣言を行うなど、およそ半数の市町村で実施されています。また、特別徴収推進の動きは全国的に広がっており、東京都は平成29年度、大阪府は平成30年度に実施されました。（※平成31年度までに39都道府県で実施予定。）西三河8市町においても、法令の遵守と納税の公平性を図るため、実施することになりました。

Q4 手間も増えるので特別徴収は行いたくないのですが。

A4 「事務の増加」「人手が足りない」「従業員の出入りが多い」などの理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。所得税や社会保険、雇用保険と同様に従業員の雇用環境の一つとしてご理解願います。

Q5 従業員から普通徴収にしてほしいといわれているのですが。

A5 従業員本人の希望などにより特別徴収を拒むことは認められていません。

Q6 2か所以上の事業所に勤務している従業員はどうなりますか？

A6 原則として、前年の給与収入額が大きい事業所が特別徴収事業所として指定されます。しかし、その他就労日、前年実績等からも判断しますので、5月中に送付される税額通知書にてご確認ください。

Q7 特別徴収義務を放棄した場合、又は滞納した場合はどうなるのですか？

A7 特別徴収義務者として指定された事業者が特別徴収事務を放棄し、滞納となった場合は、事業者に対して納期限後に督促状が発送されます。なお、督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行う事があります。また従業員が納税証明等を取得できない等の不利益を被る事があります。

Q8 毎月、市民税・県民税を納入するのは面倒なのですが、何か方法はありますか？

A8 全従業員（総人員）が常時10人未満の事業所であれば、市町村に申請し承認を受けることで年12回の納期を年2回（12月・6月）にすることができます。6月から11月までの天引きした税額を12月10日までに、12月から翌年5月までの分については、翌年6月10日までにそれぞれ納入することになります。（納期の特例）

Q9 所得税が発生しなければ、市民税・県民税も発生しませんか？

A9 税額の計算が異なるため、所得税が発生しなくても市民税・県民税は発生する場合があります。

Q10 事業不振のため、特別徴収した市民税・県民税を納期限内に納税できないのですが。

A10 事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預かり金であり、事業資金ではありませんので、必ず期日までに各市町村に納入してください。なお、不正に事業資金に使用し、納入しない場合は脱税の罪（10年以下の懲役

Q11 新たに(6月支給の給与から)特別徴収を開始するにはどのような手続きが必要ですか？

A11 毎年1月末日までに、従業員が1月1日現在住んでいた市町村へ給与支払報告書を、特別徴収対象者と普通徴収対象者に分けてご提出ください。

<p>総括表・給与支払報告書の作成</p>	<p>前年中の支払実績に基づいて、総括表と給与支払報告書を作成します。</p>
<p>給与支払報告書の仕分け</p>	<p>作成した給与支払報告書のうち、給与天引きをする人と退職等により天引きができない人に仕分けします。 ※磁気媒体での提出・eLTAXによる提出の場合は、「普通徴収」の項目に所定の入力を行うことで仕分けします。</p>
<p>総括表・給与支払報告書のまとめ</p>	<p>以下の順序にしてバラバラにならないようまとめます。 (1) 総括表1枚 (2) 給与支払報告書(特別徴収対象者×人数分) (3) 普通徴収切替理由書(兼仕切紙)1枚 (4) 給与支払報告書(普通徴収対象者×人数分)</p>
<p>総括表・給与支払報告書の提出</p>	<p>毎年1月31日までに各市町村へ提出します。</p>
<p>特別徴収税額通知の受領</p>	<p>毎年5月中旬に各市町村から特別徴収関係書類一式が届きます。通知書には、6月から翌年5月までに徴収していただく住民税額(年税額及び月割額)が記載されていますので、毎月の給与から記載された月割額を徴収(天引き)してください。 徴収(天引き)した個人住民税は、翌月10日までに該当する市町村(又は金融機関・ゆうちょ銀行)に納入してください。</p>

Q12 4月1日には在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、年度途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A12 対象となる従業員の1月1日現在の住所地の市町村に特別徴収への切替依頼書を提出していただければ、年度途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

お問合せ先

岡崎市 市民税課	0564-23-6081	碧南市 税務課	0566-41-3311(代表)	刈谷市 税務課	0566-62-1205
安城市 市民税課	0566-71-2214	西尾市 税務課	0563-65-2124	知立市 税務課	0566-95-0116
高浜市 税務グループ	0566-52-1111(代表)	幸田町 税務課	0564-62-1111(代表)		

※特別徴収について詳しくは、

[岡崎市 特別徴収への変更](#)

[検索](#)

支部活動報告

城北

8月28日

防犯研修会

「身近な犯罪から身を守る安心で安全な生活は自分で守ろう」

講師 岡崎警察署長
戸鹿島政晴 氏

「侵入盗」この言葉をどれだけの方が身近に感じることができるでしょうか。実情は愛知県が全国ワーストワン、しかも岡崎は県内ワーストワンなのです！それは、被害者になって初めて身近に感じるということが実情ではないでしょうか。しかしそれでは遅すぎます。

信じられないような事件が毎日のように起こり、誰もが被害者にならないとは限らない現在。岡崎署管内でも犯罪は激減しておりますが、「DV」「暴力」などの安全相談は10年前に比べて倍増しているのが現状です。そこで「身近な犯罪から身を守る～安心で安全な生活は自分で守ろう～」の演題で去る8月28日午後2時より、りぶら3階会議場にて、支部会員をはじめ地域住民の皆様にも数多くご参加いただき、防犯講演会を開催いたしました。講師には日頃「岡崎を知って」「岡崎を愛して」「岡崎を守れ」をモットーにしておられる第85代岡崎警察署長 戸鹿島警視正をお迎えし、地域における犯罪の実態や防犯対策を警察活動でのエピソードなど、ユーモアを交えながら語っていただきました。署長のユーモアあふれる語り口調で会場内は笑いに溢れ、とても和やかな雰囲気の中、1時間30分はあっという間に過ぎてしまいました。



講演では住宅侵入盗・交通事故を重点的に話していただきました。「侵入盗」に関しては実際の犯行例のビデオを見せていただきながら、防犯4原則（時間・光・音・地域の目と声）の重要性を説明していただき、その中でも近所の方との声かけの大切さを教えていただきました。また、岡崎署管内は、特に防犯意識が低いと言われ「常に狙われている。」との意識をしっかりと持つことが、犯罪防止につながるのではないのでしょうか。「交通事故」に関しては周知のとおり、愛知県が15年連続ワーストワンです。特に優先されるべき歩行者・自転車での死亡事故が多いとのことでした。

「車も歩行者も安全確認！！」これが1番大切であると感じました。

「侵入盗」も「交通事故」も警察と市民との協力なしには減らすことは出来ないのです。

私自身この講演会を通じて犯罪から身を守る「防犯の意識」と「自分の安全な生活は自分で守る」という心構えを持つことの重要性和、防犯対策を今一度見直し実践しなければならないことを改めて痛感いたしました。最後になりますが参加された皆様におかれましては、犯罪防止のための警察活動の理解や、防犯意識が高まる有意義な講演会でありました。

城北支部副支部長 岡田 圧壘

六ツ美

10月5日

相続対策研修会

①「生前整理のすすめ～今から備える 目標を叶える 周りの人に伝える～」

②「これからの時代の事業継承」

①講師 生前整理診断士・相続診断士
三浦 靖広 氏

②講師 岡崎信用金庫営業支援第二部コンサルティンググループ
片岡 大輔 氏

10月5日金曜日に六ツ美商工会と合同研修会を開催しました。

第1部「生前整理のすすめ ～今から備える 目標をかなえる 周りの人に伝える～」

今から「備える」ために、目標を「叶える」ために、周りの人々に「伝える」ために、とにかく書くだけで豊かな人生を得る“えるファイル”の作成をすすめる内容のセミナーでした。

実際に自分自身が今現在何の備えが足りないか、周りにどう伝えるべきか参考になる事柄が多々ありました。正直に自分の考えを記入してファイルしていただくだけで、まわりにも考えがしっかりと伝わり、自分の願いが叶えられるそんな便利なファイルをほかの方々にもすすめたくなりました。

第2部「これからの時代の事業承継 ～未来の後継者のための 事業引継ぎに備える～」

これから団塊世代経営者の大量引退期を迎えるにあたって事業を承継する団塊ジュニア世代へのバトンタッチは、社会の多様性の波に加え、相続税の増税を経て、とても複雑で悩ましい問題を多くの経営者が抱えています。

相続税の問題として効果的な節税対策を考えることも重要ではありますが、多様化した社会に揉まれてきた団塊ジュニア世代にとっては、相続税の観点よりも事業に対してどのように接するかという、今後の姿勢を重視する傾向にあるという点に気付きを得ました。

事業承継において「正解はひとつではない」。事業を営む法人・個人ごとに答えは幾通りも存在するとなれば、事業承継においては、ある一面だけではなく、事業全体を関係する人・地域まで広い視野でもって考えて進めるものでありましょう。

六ツ美支部支部長 萩原 幸二



支部活動報告

竜海

10月19日

ヘルシー中高年教室 第16弾 「血管を若く保コツ」

講師 保健師・岡崎市福祉部長寿課予防係
草留 愛氏

毎年竜海支部主催の恒例～ヘルシー教室～に本年も多数の皆様のご参加を頂き厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

最初に生活習慣病（高血圧症・脂質異常症・糖尿病・痛風・動脈硬化症）予防のための中・高年向きのお弁当を試食して頂き、最適な食材・調理法などを考えて頂きました。

その後、岡崎市福祉部・長寿課予防係の保健師・草留愛様から「血管を若く保つために」という資料を頂き、それを参考に血管を若く保ちいつまでも生き生きとした生活を送るための生活を見直してみました。

- 1：年に一度は健康診断を受ける。
- 1：バランスの取れた食事を心掛ける。（腹八分目も）
- 1：適度な運動（有酸素運動）を心掛ける。
- 1：人と交わり・趣味を持ち・睡眠等規則正しい生活を心掛ける。

まだまだ心掛けなければならない事は沢山あると思いますが、私もポチポチとガンバッテ実行しようと思えます。皆様もガンバリましょう。

竜海支部副支部長 鈴木由美子



矢作

10月22日

市政報告会 「矢作地区市議会議員による市政報告会」

初めに午後6時～7時の1時間、3市議より矢作地区の現在と今後について、具体的な資料とスライドを参考に懇切丁寧な報告が有りました。その後地元の総代、企業より質問があり大変に有意義な交流会でした。

矢作支部支部長 野田 篤文



甲山

10月24日

視察研修会 「岡崎市額田センター・こもれびかん」

今回は施設見学ということで、最近オープンした岡崎市額田センター・こもれびかんを見学訪問いたしました。館内1階には、額田支所、額田図書館、集会室、研修室などがあり、2階には林務課、道路維持課などがあり、市民の文化、教養の向上を図るとともに、市民の交流の場を目的とする施設である。館内外には地場の材木を贅沢に使用し、現代建築とマッチした素晴らしい施設でした。また1階中央には光庭があり、石のモニュメントが設置されていた。

しかしながら、利用頻度はどうでしょうか。ふと考えると、どれだけの市民の利用があり、採算はとれるのかと思いました。幅広い活用ができ、新しくなって良かったと思う施設になることを願います。

今回、甲山支部役員見学会のためにご案内、説明していただきました職員の皆様ありがとうございました。

甲山支部支部長 宇野 仁



南部

11月7日

税務研修会 「相続と遺言の大事な話～相続を争続にしないために必要なこと」

講師 岡崎信用金庫営業店支援第二部
個人営業推進グループ
鳥居 裕子氏

法人会南部支部事業として、相続をテーマに「相続と遺言の大事な話」と題して、研修会を開催した。

サブタイトルは「相続を争続にしないために」。日時は、11月7日、14時～15時30分。場所は、岡崎市民福祉センター。講師は、鳥居裕子氏（岡崎信用金庫営業店支援第二部）。

会員さんというより、地域の方向けの色合いの強い研修会で、たくさんの地元の方々に80名も来ていただいた。

参加者の多くは、老夫婦。社会の問題点が浮き彫りとなる研修会、今回学んだことが是非役に立ってほしいものだ。

南部支部支部長 岡田 吉生



支部活動報告

甲 山

11月13日

経営者セミナー 「税務調査を受ける前に」

講演 岡崎税務署法人課税第一部門
統括国税調査官
河合 順子 氏

この度は「税務調査を受ける前に」との演題で、岡崎税務署法人課税第一部門統括国税調査官に今般着任された河合順子様にご講演を頂きました。90分に亘り、税務調査の現場での実態や調査側の手順、考え方など、河合様のご経験に基づく幅広い話題をご提供いただいたことは、本当に貴重な経験をさせていただいたと感じております。ご講演の中で印象に残っているのは、「(調査官は調査官として) 正直者には尊敬の的、悪徳者には畏怖の的となれ」と署内でご指導されているとのことご発言です。凛としたお言葉で、私どもも何故か背筋が伸びる思いをさせていただきました。また、河合様が企業を見る際に、現金勘定の取扱いを重要視されていることにも言及いただきました。現金は取引の基本であり、この管理状況を確認することで、どんな会社なのか大きな雰囲気が分かり、それによって調査方針が変わることもあるとのことでした。日頃からきちんと管理していくことの大切さを学びました。この他にも「自主点検チェックシート」についてもお話をいただき、これをきちんとやっていたら税務署は怖くないとのことのお言葉もありました。



ご教示いただいた内容は多岐にわたり、本文には書き切れませんが、今回ご講演いただいた事柄を今後の私どもの法人活動の糧とし、「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」という法人会メインテーマに沿った活動に今後も邁進して参ります。貴重なご講演ありがとうございました。 甲山支部幹事 浅田 昌弘

城北・葵

11月15日

AED 研修会 「心肺蘇生法・AED 取扱い実習&施設見学会」

講師 岡崎市消防本部職員

11月15日は岡崎法人会城北支部と葵支部合同の「心肺蘇生法」「AED取扱い実習」と日本で唯一の全地形対応型消防車「レッドサラマンダー」の見学もしましたが、すばらしいの一言。会場は例年の岡崎市消防本部、中消防署本署3階講堂にて参加者33人で3グループに分かれて、皆さん真剣に講師の方に次々と質問をしていたグループもありました。また消防職員の説明を静かに聞いている方もおられました。そして、AEDを使用していた心配蘇生の実習は本番その物でした。最後に、皆さんしっかりと勉強した様で参加者全員有意義な研修会で終わることが出来た様です。



城北支部副支部長 竹内 光博

竜 海

11月16日

税務研修会 「相続と遺言の大事な話 ~相続を争続にしないために必要なこと」

講師 岡崎信用金庫営業店支援第二部
個人営業推進グループ
手島由美子 氏

去る11月16日、「相続と遺言の大事な話」と題して岡崎信用金庫営業店支援第二部の相続に対する専門チーム手島さんにお越し頂き研修時間は一時間半、会場満席の皆様が熱心に清聴されました。私が不動産と云う仕事柄相続の場面に出会います。仲の良い兄弟が争族になった場面を幾度か体験させていただきました。

そして私自身も事業をさせて頂いている事で、個人の財産の承継でもうそろそろ遺言書の作成をしなくては、女房と二人で常々話し合っていました。その事を岡崎信用金庫の支店長に相談したところ、今まで悩んでいた事を岡信の専門チームの皆様にご相談し、個人と事業承継を解決する方法を表にして資料としてまとめて頂きました。同じような事で悩んでおられる方が竜海支部の会員の皆様、非会員の皆様もみえるであろうと今回企画をさせて頂きましたが、案の定、私より人生の先輩の皆様がご夫婦でそして友達と誘い合って研修会に参加されました。個人も法人もまずは現状把握です。財産状況や家族状況をふまえて円満、かつ円滑な相続を実現するための事前準備が「相続対策」です。財産の把握ができたら誰が相続人になるのか、そして夫婦の財産の一覧表を作成、相続税評価額を試算・相続税額を試算、私共もこの手順で行いました。会計会社に依頼し、試算して頂きました。私も不動産会社を経営しているので試算しましたが、やはり食い違いがというか評価が違うので不動産に関しては不動産鑑定士に依頼を致しました。経費は掛かりましたが、やはり長い目でみれば安心であると判断致しました。

セミナーの内容をいちいちお話すより、まずお困りの方、不安がある方は是非プロにご相談されると良いと思います。このようなセミナーは、法人会らしいセミナーだと思いついて開催してよかったと思います。今後とも地域の皆様にとって少しでもお役に立てる岡崎法人会竜海支部でありたいと思います。

竜海支部支部長 小林 和夫



支部活動報告

美川・福岡
竜海・六ツ美
9月7日

親睦ボウリング大会
会員親睦ボウリング大会



城北
9月11日

健康研修会
「老後の住まいとお金の話」
～老後に必要な資金と介護施設等にかかる費用について～



葵・矢作・岩津
9月13日

健康研修会
「先生に聞こまい! 気になる病気のこと第11回」
「健康な肺のために… 誤嚥性肺炎を予防しよう…」



矢作
9月20日

AED 研修会
心肺蘇生法・AED 取扱い実習 研修会



美川・東部
9月21日

防犯研修会
身近な犯罪から身を守る 安心で安全な生活は自分で守ろう



幸田・額田
10月9日

合同役員研修会
企業施設等見学会【株式会社カンドリ工業桐山工場】



額田
11月18日

ぬかたふるさとまつり
出展・税に関するツールの配付



岩津・福岡
12月12日

視察研修会
企業施設等見学会【航空自衛隊小牧基地 / MRJ ミュージアム】



租税教室講師養成研修会

10月5日「小学生の租税教室」の講師養成研修会が講師に豊橋税務署福田税務広報広聴官を招聘して開催されました。青年部会・女性部会の皆さん19名が参加され、租税教室の進行や学習指導要領改訂を受けての留意点等について分かりやすく解説していただき、今年度の租税教室に向けての準備をおこないました。



青年部会税務研修会

10月16日、岡崎税務署河合統括官様を講師にお迎えし「消費税軽減税率制度の概要」と題して税務研修会が開催されました。

「軽減税率の対象品目」や「適格請求書等保存方」（いわゆる「インボイス制度」）、「必要となる事業者の対応」等について、クイズも交えながらわかりやすく解説いただきました。部会員からの要望が多かったテーマで、全ての業



種に関係してきます。制度実施からいよいよ1年を切ったこともあり、みなさん熱心に聞き入っていました。

税務署長講話会

11月30日、寺尾岡崎税務署長様、河合統括官様にご臨席いただき、署長講話会を開催いたしました。「職員教育の現状」と題し、国税庁の研修機関で国家公務員として採用された税務職員への研修を行なっている“税務大学校”での勤務経験がある寺尾署長様から、税務大学校

の概要や研修体系などについて、普段聞くことのできない税務職員の人材育成事情を、実体験を交えながらわかりやすく解説いただきました。部会員はみな、自社における社員教育を思い描きながら受講することができ、有意義かつ楽しい講話会となりました。



第32回 全国青年の集い (岐阜大会)

11月8・9日、全国青年の集い岐阜大会が岐阜県岐阜市で開催され、岡崎からは青年部会長以下8名で参加してまいりました。岐阜ですが11月ですので寒さ対策もある程度準備していましたが、非常に温かく過ごしやすい気候でした。

大会では、租税教育活動プレゼンテーションや記念講演など大変見どころが多く、様々な勉強をさせていただきました。

また、物産展は、長良川国際会議場岐阜都ホテルの広場で開催され、岐阜の特産品を扱う

ブースが所狭しと並び、大変賑わっていました。全ては回れませんでした。特製カツサンドや黒からあげなどを十分に堪能することができました。

また、今回この大会を運営された岐阜県連の皆さんの対応も大変素晴らしいものでした。私たち正副部会長も学ぶことが多く、実り多き大会となりました。

今回の事業にご協力いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

交流委員長 野田陽太郎



新入会員の紹介



会員名
小幡 和史
法人名
株式会社鈴木化学工業所
所在地
額田郡幸田町大字六栗字左右作2-1



会員名
中原 佳子
法人名
ブラザー印刷株式会社
所在地
岡崎市柱町字福部池1-200



会員名
石川 真一
法人名
岡崎信用金庫本店営業部
所在地
岡崎市菅生町字元菅41



伝わる、つながる、ビジネス。

B BROTHER PRINTING
BROTHER PRINTING COMPANY & ASSOCIATES

ブラザー印刷株式会社
〒444-0834 岡崎市柱町字福部池 1-200
TEL 0564-51-0651 FAX 0564-54-2405
URL <http://brother-p.com/>

伊豆下田法人会女性部会との情報交換会

10月15日～16日、部会員20名で静岡県下田市にて見学研修会を兼ねた（一社）伊豆下田法人会女性部会様との情報交換会を行いました。バスで清水港から駿河湾フェリーに乗り土肥港を經由して会場の下田ビューホテルに到着すると、先方の土屋女性部会長はじめ12名の部会員の方々のお出迎えを受けました。15時30分からの情報交換会では設立35周年、部会員数147名の伊豆下田法人会女性部会の「観光地」という特色を生かし心優しく協力し合いながら活発な活動を継続されているお話をお伺い



することができました。また当女性部会の活動についても準備した資料による発表、質疑応答などで十分にお伝えすることができました。18時からの交流会の席ではさらに親交を深め、実りある意見交換ができたと思います。翌日は下田市内を散策し、宝福寺・下田開国博物館では幕末の歴史に触れることができました。お土産もしっかり買って、初冠雪の富士山を眺めた帰路、充実の大人の修学旅行となりました。



女性部会部会長 鬼武 孝江

税を考える週間「税金クイズ・ウォークラリー」

11月3日～4日「税を考える週間」行事として、岡崎税務署管内税務連絡協議会主催の「税金クイズ・ウォークラリー」に女性部会の役員4名が参加しました。大勢の方にご参加いただき、参加賞に加えクイズで満点の方には優秀賞を、家族での参加者も多く大盛況でした。



税務署幹部との意見交換会

さる11月12日 岡崎税務署より、寺尾署長、加藤筆頭副署長、河合第一統括官をお迎えして意見交換会が行われました。今年度は、本年10月1日より消費税10%に上ることによる「消費税軽減税率制度について」と題した講演が岡崎税務署法人第一統括国税調査官河合順子様よりありました。

「税率の引上げと軽減税率」「引上後の8%と今の8%はちがう」「区分記載請求等保存方式」いわゆる「インボイス制度の導入」であります。



インボイス制度とは税金のベースとなる証票制度です。「適格請求書等保存方式」平成35年10月1日から「仕入課税控除の方式」これがすなわち「インボイス制度」その下で「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」などの請求者が交付する適格請求書の保存が仕入控除の要件となる。まだまだつづきますが、皆様おわかりになりましたか？

事業委員 竹内佐知子



新 会 員 の 紹 介

(順不同・敬称略)

支部名	法 人 名	代表者名	所 在 地	営業内容
甲 山	三共土木有限会社	佐藤 了	岡崎市稲熊町滝道23-36	土木
	株式会社花都	加藤 高明	岡崎市稲熊町山神戸16-14	慶弔用生花販売
	株式会社C o l o u r s	福田 善史	岡崎市稲熊町2丁目80-1	医薬品小売業
	合資会社武嶋石材店	武田 吉一	岡崎市梅園町2丁目3-5	石材業
	宗教法人真宗大谷派岡崎教務所	安田 雅	岡崎市梅園町1丁目1-2	宗教
	オスカニット株式会社	大須賀章代	岡崎市西中町2丁目6	不動産賃貸
	有限会社杉本石材店	杉本 敬雄	岡崎市小呂町新志5-69	石材業
	有限会社ショウセイ	中根 勝範	岡崎市稲熊町1丁目5	コンビニ経営
	株式会社エイチアイ・プロジェクト	畑 信隆	岡崎市稲熊町4丁目105	学習塾経営
城 北	大野電着塗装株式会社	大野 正志	岡崎市井田西町7-2	塗装業
	有限会社フリーダム	山田 弘	岡崎市板屋町50-1	旅館・毛髪業
	有限会社青木電設	青木 彰吾	岡崎市八帖北町9-6 シャンポール西岡崎5A	電気工事業
	三河洋電株式会社	早川 勝也	岡崎市井田新町2-2	小売業
	株式会社エイリン	鈴木 初美	岡崎市日名本町11-7	工業用潤滑油販売
	株式会社マジタケ	間島 猛司	岡崎市本町通1丁目3	運送業・不動産
	有限会社アドバン	山下 忠輝	岡崎市八帖南町2丁目2-11	建設業
	有限会社マキウチ	牧内 秀史	岡崎市材木町1丁目25	販売業
	葵	株式会社トヨオカ	川澄 貴秀	岡崎市伊賀町西郷中80-1
A R M株式会社		内田 礼美	岡崎市井田町星九田1-5	卸業
美 川	株式会社CHE e V E	高木 隆次	岡崎市洞町鷹野2-1	飲食業
	有限会社浅田建築	浅田 肇	岡崎市保母町野田63-1	建築
	有限会社アイテック中部	安藤 照彦	岡崎市美合町平地58	電気工事
福 岡	医療法人緑丘アイクリニック	武田 啓政	岡崎市緑丘2丁目8-7	医療
	株式会社サンヨウ	深谷 守保	岡崎市上地町字向山58番地	労働者派遣事業
	J K建築株式会社	深水喜代美	岡崎市上地6丁目1-25	建設業
竜 海	株式会社F R O N T I E R - R	森久 竜	岡崎市明大寺町大塚53-21	内装
	東海軽装株式会社	田中 新二	岡崎市六名南2丁目13-5	内装工事業
	株式会社アトラス陸運岡崎事業所	榑原 学	岡崎市明大寺町出口56	運送業
	株式会社エスエヌケイほけん事務所	櫻井 健弘	岡崎市吹矢町67	保険代理業
	株式会社オアシス	大竹 裕治	岡崎市上六名町寺山49-3柴田ビル1F	情報サービス
	株式会社角金建材店	神谷 慮	岡崎市久後崎町本郷23-3	卸売業
	L a M a i s o n 株式会社	田中 求	岡崎市六名本町11-15	建設業
	特定非営利活動法人アースワーカーエナジー	小原 淳	岡崎市明大寺町西郷中39-77葵丘	環境保全活動
南 部	税理士法人エスペランサ	吉田 博幸	岡崎市柱4丁目5-14	税理士業務
	カネタコーポレーション株式会社	市原 晴夫	岡崎市柱曙3丁目1-1	介護用品製造販売
	株式会社アイキューブ	鶴飼 庸介	岡崎市羽根北町2-1-13橘ビル2F	サービス業
	株式会社宝友座	加藤 直久	岡崎市柱6丁目3-13	不動産賃貸
	株式会社COARSE STARS	高田 大作	岡崎市中田町6番地19	飲食業
	アイエルテクノロジー株式会社	松本 順	岡崎市羽根町陣場290-1k-m-eビル3F	製造業
矢 作	株式会社未来経営	中垣 健	岡崎市西市本郷町和志山12	コンサルティング業
	武田工業株式会社	武田 正樹	岡崎市大和町家下53	製造業
	有限会社丸吉吉田石材	吉田 秀徳	岡崎市上佐々木町中切67-4	石材加工
	株式会社いつきオート	岩附 紀勝	岡崎市中園町三天10	自動車販売業
	株式会社カタヒラ流通	片平 悠嗣	岡崎市西大友町蓮花寺53-10	運送
	有限会社松山オイルサービス	松山 憲悟	岡崎市西本郷町東岩戸42	石油製品卸売
	有限会社カミヤ設備サービス	神谷 育由	岡崎市西本郷町川原田3-3	サービス業
岩 津	株式会社西三交通	川合 幹根	岡崎市田口町林67-4	運送業
	有限会社橋本鉄筋工業	橋本 好春	岡崎市真福寺町西谷144-3	建設業
	服部商事株式会社	服部ヒロシ	岡崎市仁木町川越200	リサイクル
	フォレストファーム有限会社	宇野伸太郎	岡崎市細川町長原105-1	不動産業
	株式会社グラフィティ	杉浦 銃子	岡崎市東蔵前町字五反畑57	不動産賃貸業
	株式会社I - s p a c e	岩光 彦雄	岡崎市細川町窪地77-35	建築業

支部名	法人名	代表者名	所在地	営業内容
岩 津	有限会社ラジャコーポレーション	チャンダラセガラン	岡崎市田口町口田46-3	自動車解体業
	株式会社さいわい	飯野 明宏	岡崎市滝町河原ケ30-8	自動車钣金
北 部	有限会社近藤デンタルサービス	近藤由美子	岡崎市井ノ口町楼49	不動産賃貸業
	株式会社アンサーホーム	井上 英夫	岡崎市百々西町19-1	建設業
	株式会社A. S. K	脇田 美穂	岡崎市上里3丁目10-8	不動産賃貸
	合同会社JEM'S construction	照井 陽	岡崎市上里2丁目3-8	建設
	岡北化成有限会社	鈴木 隆司	岡崎市藪田2丁目12-3	製造業
	有限会社藤丸商事	近藤みさ子	岡崎市井ノ口町楼40-1	不動産賃貸
	株式会社大広工業	樋口 広毅	岡崎市大樹寺3丁目20-19	土建業
	株式会社清水総合設備	清水 泰信	岡崎市大樹寺3丁目11-31	建設業
	株式会社四ツ葉メディカルグループ	長谷川 渡	岡崎市大門5丁目1-15	サービス業
	キリックスリース株式会社	山口 茂樹	岡崎市鴨田町広元212	リース業（自動車）
東 部	医療法人木南舎	富田 裕	岡崎市本宿町南中町32	病院
	有限会社岩井工営	岩井 定道	岡崎市竜泉寺町後山19-241	建築業
六ツ美	イトウ空調有限会社	伊藤 勝明	岡崎市中島西町2丁目6-4	空調設備
	株式会社テンエー	中村 友和	岡崎市正名町前川田47-1	清掃業
	株式会社N. STYLE	野田 浩史	岡崎市法性寺町郷前37	建設業
	株式会社エム・ティ・エス	大山 正治	岡崎市宮地町郷東25	製造業
幸 田	Common Good株式会社	中山 高志	額田郡幸田町大草字広野26-1	飲食業
	アデル株式会社	宮川 順平	額田郡幸田町深溝字里前1-1	製造業
	一般社団法人ハッピーネス・ランド	中根 一将	額田郡幸田町横落字郷中17-1	障害福祉サービス
	株式会社ジェイブ	平内 優子	額田郡幸田町芦谷字福田106	人材派遣業
額 田	株式会社J ADEWORKS	林 雅之	岡崎市細光町山下40-2	制御盤設計
	株式会社加納	加納 寛克	岡崎市滝尻町札木145	土木工事
	東海制御株式会社	藤田 安幸	岡崎市榎山町字井浪76-15	自動制御装置の設計・製作・据付工事
	有限会社テツマ・イーエムタマゴ	成瀬 光彦	岡崎市中伊西町字下深田16-1	養鶏（採卵）

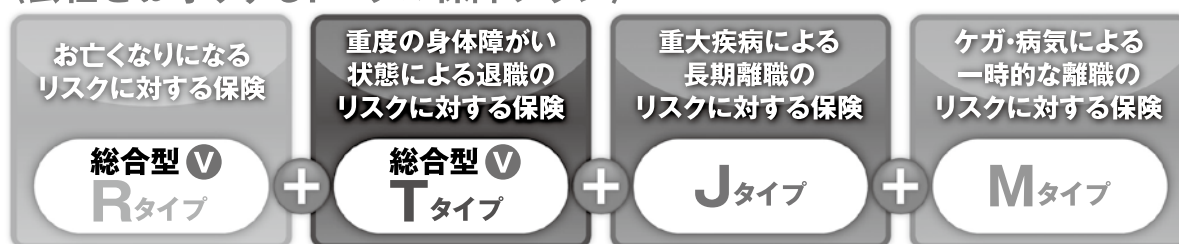
法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社 **DAIDO 大同生命保険株式会社**

三河支社/愛知県岡崎市明大寺町字菩提13-2(大同生命岡崎ビル1F)
TEL 0564-51-7941

AIG 損害保険株式会社

岡崎支店/愛知県岡崎市末広町4-15(富士火災岡崎ビル)
TEL 0564-23-8211

F-30-1031(平成30年8月15日)
B-152257 2017-11

お客さまから愛され、信頼される
金融機関をめざします



岡崎市内28店舗

- 本店営業部 ●岡崎市役所出張所 ●城下町支店 ●竜美丘支店 ●美合支店
- 六名支店 ●岡崎南支店 ●岡崎駅西支店 ●福岡支店 ●緑丘支店
- 本宿支店 ●額田支店 ●矢作支店 ●大和支店 ●六ツ美支店 ●上地支店
- 中島支店 ●井田支店 ●本町支店 ●伝馬支店 ●中央支店 ●日名支店
- 岩津支店 ●細川支店 ●橋目支店 ●根石支店 ●上里支店 ●稲熊支店


◆おかしんローンプラザ岡崎

◆おかしんローンプラザ岡崎駅西

◆おかしんローンプラザ井田

名古屋19店舗／尾張5店舗／西三河30店舗／東三河16店舗
インターネット支店

 **岡崎信用金庫**

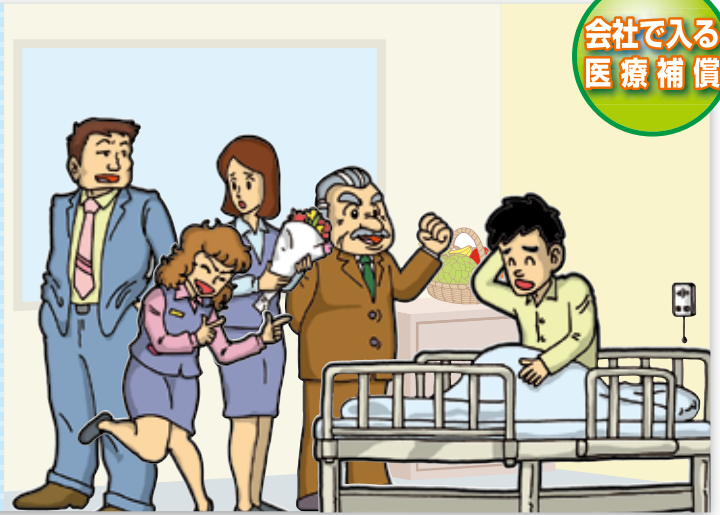
おかしん 検索 
<http://www.okashin.co.jp/>

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット



地震災害の
リスクをガード

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(ハロー健康相談24・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

岡崎支店

〒444-0914
岡崎市末広町4-15 富士火災岡崎ビル
TEL. 0564-23-8211 FAX. 0564-22-6894
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)